

# 令和7年度温泉熱発電設備導入可能性調査業務委託 仕様書

## 1 業務の名称

令和7年度温泉熱発電設備導入可能性調査業務（以下、「本業務」という。）

## 2 業務の目的

県は、令和7年（2025年）に策定した「グリーンイノベーション群馬戦略2035」において、令和17年（2035年）には県内のエネルギー需要量の80%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出すという目標を掲げ、取組の一つとして温泉熱を利用したバイナリー発電の導入可能性について検討することとした。

既存の温泉を利用したバイナリー発電は、既に噴出している熱源があるため探査・掘削コストがかからないことに加え、開発リスクがないため既存の温泉に影響を与えず有効にエネルギーを活用できる。

そこで、県内初となる温泉熱を利用したバイナリー発電を導入するため、既に湧出していて未利用状態の温泉水を利用した発電設備の導入可能性調査を実施する。

## 3 調査対象

本業務の調査対象については、草津町が源泉管理者である万代鉍源泉とする。万代鉍源泉の場所については、応募資格を満たした有資格者に参加資格確認結果通知を送付する際に提供する。

## 4 委託期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）まで

## 5 委託上限額

26,352,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 6 業務内容

受託者は、次の（1）～（4）の業務を実施すること。

### （1）万代鉍源泉における現地調査の実施及び事業採算性の検討

万代鉍源泉において、湯温や湧出量等の状況から最も効果的である設備・装置を設置して計測を行い、実際のデータに基づき、発電出力、経済性及び発電を実施するに当たり想定される課題を明らかにすること。

#### 【調査項目】

- ① 発電に利用する際の湯温、湧出量（※）

- ② 泉質の化学的特性
  - ③ 利用可能な湯温・湧出量から求められる発電出力と年間発電量
  - ④ スケール生成予測や腐食に関する検討
  - ⑤ 売電した場合の採算性及び自家消費した場合のPR効果
  - ⑥ 発電設備一式の設置に係る必要スペース及び適切な設置場所
  - ⑦ 発電設備一式から発生する騒音の大きさ
  - ⑧ 設備導入に係る初期費用
  - ⑨ 設備運転に係る維持費用
  - ⑩ 冷却方式の検討（※）
  - ⑪ スケール対策
  - ⑫ その他、調査が必要な事項
- （※）万代鈹源泉の湯温、総湧出量、熱交換等に現在使用している量、冷却水の調達方法、利用可能な冷却水の量等については、応募資格を満たした有資格者に参加資格確認結果通知を送付する際に提供する。

## （2）温泉熱発電の現状整理

温泉熱発電を取り巻く国の動向や全国の事例等について整理する。

- ア 温泉熱発電に対する国の動向
- イ 国における補助制度等の状況
- ウ 算出した発電出力に対応できる発電機の製造及び導入後のメンテナンスを継続的に実施可能なメーカー
- エ 温泉熱発電における問題及び解決策

## （3）協議・打合せ

本業務委託の実施に当たっては、適宜、県、草津町、関係事業者等との打合せを行い、業務進捗の報告や情報収集を図ること。

上記達成のため、関係者間の情報共有を図るための会議を開催すること。なお、開催方法及び開催頻度については調査の進捗状況を踏まえて検討すること。また、外部有識者等を追加する場合には県との協議により決定すること。

## （4）その他

本業務の実施内容や進捗状況について県または草津町から問い合わせがあった場合は、適宜対応すること。

## 7 報告書の提出

- ① 中間報告書

中間報告書を作成し、県に提出すること。納品時期については、県との協議による。なお、源泉管理者である草津町には県から提供する。

## ②最終報告書

契約満了日までに、以下の事項を含む本業務の実施概要、各種分析結果等を取りまとめ、県に提出すること。なお、源泉管理者である草津町には県から提供する。

- (1) 業務完了年月日
- (2) 実施内容
- (3) その他、本業務に関連するもので、群馬県が指示する内容

## 8 留意事項

### (1) 法令の遵守

本業務の実施にあたっては、各種関係法令・条例等を遵守すること。

### (2) 個人情報の保護

本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の関係法令を遵守すること。

### (3) 秘密の保持

本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用しないこと。また、本業務で知り得た個人情報、事業者情報及び県等の情報をみだりに第三者に知らせ、又は本業務の実施以外の目的に使用してはならない。

### (4) 著作権等

本業務に関する所有権や著作権は、原則として県に帰属することとし、県は、事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、本業務受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとする。また、県は、この業務において生じる成果物等を、受託者等が本業務の目的の範囲内で他の業務で使用することを妨げない。

### (5) 再委託

本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲、および再委託業者を県に書面で提示し、了承を得ること。また、受託者は再委託先の行為について全責任を負うこととする。

### (6) 検査の実施

適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、業務終了後の事務監査等（国の会計実地検査を含む）を行う場合がある。なお、本業務に関する証拠書類は委託契約終了後5年間保存するものとする。

**(7) 不明点等に関する協議**

仕様書に記載のない事項、不明確な点や改善の必要があると認められる事項、内容の詳細については、その都度、県との協議により決定する。